

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月14日（平成29年（行情）諮問第246号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第555号）

事件名：特定法人に対する業務停止命令等に先立ち行われた聴聞手続に係る陳述書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月20日付け金監第1129号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。

（1）はじめに

ア 審査請求人が平成28年3月18日付けで行った「特定財務局が特定年月日A付けで特定会社に対して行った金融商品取引法（以下、第2においては「金商法」という。）52条1項に基づく業務停止命令（以下「本件業務停止命令」という。）及び金商法51条に基づく業務改善命令（以下「本件業務改善命令」という。なお、本件業務停止命令及び本件業務改善命令の両処分を指して、「本件行政処分」と総称することがある。）に関する、（1）本件行政処分に先立ち行われた聴聞手続（以下、第2においては「本件聴聞手続」という。）の際に作成された陳述書及び証拠書類等の写し、聴聞調書の写し（以下、第2においては「本件不開示文書（1）」という。）、（2）本件業務改善命令を受けて実施された特定会社の改善措置に関する報告事項を記載した書面の写し（以下、第2においては「本件不開示文書（2）」という。）の開示請求に対して、処分庁が同年4月20日付けでした開示決定においては、上記開示を求めた文書のうちの大半が、法5条1号柱書き、2号イ及び6号柱書きに該当するなどとして

不開示とされた（以下、第2においては、不開示となった文書を「本件不開示文書」という。）。

イ しかし、本件不開示文書のうち、法5条6号柱書きに該当するとされる情報（以下、第2においては「本件不開示情報①」という。）については、右条項に定める情報に該当するとはいえない。

また、法5条2号イに該当するとされる情報（以下、第2においては「本件不開示情報②」という。）についても、そもそも右条項に定める情報に該当するとはいえないし、仮に該当するとしても、同号ただし書に基づき開示されなければならない。

法5条1号柱書きに該当するとされる情報（以下、第2においては「本件不開示情報③」という。）についても、右条項に定める情報に該当するとはいえない。

さらに、仮に本件不開示情報①、②、③が本件不開示文書に含まれていたとしても、当該情報が記載された部分を他の部分と区分し、法6条1項、2項に基づき部分開示されなければならない。

（2）本件不開示文書（1）について

ア 本件不開示情報①

（ア）処分庁は、本件不開示情報①について、これを開示すると金融商品取引業者との一定の信頼関係を崩すこととなり、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどという。

（イ）しかしながら、法5条6号は、同条柱書きにおいて定める原則開示義務の例外なのである。したがって、同号イないしホに該当するというためには、同号イないしホ所定の支障が生ずる抽象的な可能性があるというだけではなく、実質的に当該支障が生ずる蓋然性が認められることを要し、また、同号イないしホ所定の支障が生ずる「おそれ」についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることを、行政機関において主張立証しなければならない（引用文献省略）。東京地判平成28年1月14日も、同号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは、国の機関等が行う事務又は事業の性質に照らして、当該事務又は事業を公にすることによる利益を踏まえても看過し得ないような実質的な支障が当該事務又は事業に生じる場合をいい、「支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められることを要すると解すべきであると判示している。

（ウ）ところが、本件不開示情報①に係る不開示理由を概観しても、法5条6号イに該当するとされる不開示部分を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような法的利益が侵害される蓋然性

があるのか、全く明らかでない。

また、そもそも特定会社に対する本件行政処分を行ったことは既に証券取引等監視委員会により公開されているのであって、その時点で既に処分庁と特定会社との間に信頼関係など成り立ち得ない。

さらに、本件行政処分に先立ち行われた本件聴聞手続（金商法57条2項）は非公開で行われており、その理由は「業務に関する機密事項を開示することになる」からであった。つまり、処分庁と特定会社との間の信頼関係の存在が手続の非公開の理由となったのではない。また、既に本件行政処分が行われて公表され、特定会社が金融商品取引業者として厳に履行すべき法令を遵守した業務執行を怠り、顧客からの預り金の分別管理や個々の顧客の正確な取引残高の報告という極々基本的な業務すら果たしていなかったことが公になった以上、もはや本件聴聞手続に係る機密保持の要請など存在しないことは言うまでもない。

また、処分庁は「監督事務の適正な遂行に支障を来たす恐れがある」などともいう。しかし、金商法57条2項の聴聞手続は被処分者に弁明の機会を付与する趣旨で行われるものであるから、仮に本件不開示情報①が開示されたとしても、今後事業者が聴聞手続に出頭しないなどにより協力を拒むことも考え難い。

(エ) 以上からすれば、処分庁のいう不開示理由は、いずれも抽象的な可能性・危険性があるという類いのものにすぎず、本件不開示情報①が法5条6号柱書きに該当するということはできない。処分庁の本件不開示情報①に係る不開示理由は失当であって、本件不開示文書のうち本件不開示情報①が記載されている部分は同条柱書きの原則どおり開示されなければならない。

イ 本件不開示情報③

(ア) 処分庁は、不開示とした部分に個人に関する情報が含まれており、それが法5条1号柱書きに該当するとする。

(イ) そもそも、処分庁のいう「個人に関する情報」が誰の如何なる情報であるのかすら明らかでないが、仮にそれが特定会社の役員に関する情報である場合には、当該情報は商業登記簿、ホームページ等に記載があり、誰でも閲覧可能である。したがって、かかる場合には、本件不開示情報③は法5条1号柱書きに該当するとはいえない。

(3) 本件不開示文書(2)について

ア 本件不開示情報②について

(ア) 処分庁は、本件不開示情報②が含まれている部分について、これを開示すると特定会社その他の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるなどという。

(イ) かしながら、法5条2号イに該当するというためには、法所定の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることを処分庁において主張立証することが必要であり（最高裁平成23年10月14日第二小法廷判決，判例タイムズ1376号123頁参照），当該蓋然性の有無については，法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容，性質等に応じ，当該法人等又は事業を営む個人の権利利益の保護の必要性，当該法人等又は事業を営む個人の行政との関連性を十分考慮する必要がある（引用文献省略）。そして，本件不開示情報②に係る不開示理由を概観しても，これを公開することで特定会社その他の法人のいかなる利益が害されるのか，当該利益が害される蓋然性があるのか，当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのような判断をしたのか，全く明らかでない。

(ウ) また，そもそも特定会社その他の法人のノウハウの本質は無形の運営手法そのものなのであって，本件不開示情報②を開示したところで特定会社その他法人の秘密性が暴露されることにはならない。

(エ) 仮に本件不開示情報②が法5条2号イに該当するとしても，本件開示請求の目的は，特定会社が金融商品取引業者として厳に履行すべき法令を遵守した業務執行を怠り，顧客からの預り金の分別管理や個々の顧客の正確な取引残高の報告という極々基本的な業務すら果たしていなかった件について本件聴聞手続，今日まで右のような基本的な業務を怠った業者により凄惨な投資被害が引き起こされてきたことに鑑み，当該被害により一般投資家の生活や財産が侵害されることを防止するところにある。他方，上記（ウ）のとおり，本件不開示情報②を開示したところで特定会社の経営戦略等が明らかになるおそれが想定できないのであって，本件不開示情報②を開示しないことによる特定会社その他の法人の利益は存せず，仮に存在したとしても極めて小さいものである。

したがって，本件不開示情報②は，これを公にする利益が，これを不開示とする利益よりも優越することが明らかであるから，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」として，法5条2号ただし書きにより開示されなければならない。

イ 本件不開示情報③

(ア) 処分庁は，不開示とした部分に個人に関する情報が含まれており，それが法5条1号柱書きに該当するとする。

(イ) そもそも，処分庁のいう「個人に関する情報」が誰の如何なる情報であるのかすら明らかでないが，仮にそれが特定会社の役員に関

する情報である場合には、当該情報は商業登記簿、ホームページ等に記載があり、誰でも閲覧可能である。したがって、かかる場合には、本件不開示情報は法5条1号柱書きに該当するとはいえない。

(4) 本件不開示文書について部分開示されるべきであること

ア 本件開示決定においては、本件不開示情報とされている情報が記載されている部分のみならず、本件不開示文書全体について不開示とされている。

イ しかし、本件不開示文書の全てにわたって本件不開示情報①ないし③が記載されているはずがなく、本件不開示文書全体を不開示とする合理性は全くない。また、本件不開示情報①ないし③が記載されている部分を本件不開示文書の他の部分と区分し、他の部分については開示することは容易であると考えられる。したがって、処分庁は、法6条1項に基づき、特定会社その他の法人のノウハウ等が推知されるような情報を除いた部分を開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が特定財務局長に対して行った平成28年3月18日付け行政文書開示請求（同月22日受付。以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法12条1項に基づき、同年4月12日付けで処分庁に移送された。）に関し、処分庁が、同月20日付け行政文書開示決定通知書（金監第1129号）において本件開示請求に係る行政文書の一部を不開示とした処分（原処分）については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

特定会社に対して特定年月日A付けで特定財務局長によりなされた「金融商品取引法52条1項に基づく業務停止命令」（本件業務停止命令）及び「金融商品取引法51条に基づく業務改善命令」（本件業務改善命令）に関する以下の書面

① 本件行政処分に先立ち行われた聴聞手続（金融商品取引法57条2項）について、

ア 上記手続の際に作成・提出された陳述書及び証拠書類等の写し（行政手続法15条2項1号、20条1項、同条2項、21条1項）

イ 聴聞調書の写し（行政手続法24条1項、同条2項）

② 本件業務改善命令を受けて実施された特定会社の改善措置に関する報告事項を記載した書面の写し

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件請求文書のうち上記1の①に該当するものとして下記文書1を、上記1の②に該当するものとして下記文書2を特定し、法9条1項の規定に基づき、その一部のみ開示する旨の決定を行った。

文書1 本件行政処分に先立ち行われた聴聞手続の際に作成・提出された陳述書及び証拠書類の写し、聴聞調書の写し（以下、第3においては「文書1」又は「聴聞関係文書」という。）

文書2 本件業務改善命令を受けて実施された特定会社の改善措置に関する報告事項を記載した書面の写し（以下、第3において「文書2」又は「業務改善報告書」という。）

(2) 原処分が、文書1及び文書2の一部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 文書1（聴聞関係文書）について

(ア) 当該行政文書は、業務に関する機密事項を開示することになるとして非公開で行われた聴聞に関する資料であり、監督当局としてこれを公にすることは、金融商品取引業者との一定の信頼関係を崩すことになり、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とした。

(イ) 不開示とした部分には、法人の印影が含まれている。法人の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(ウ) 不開示とした部分には、個人に関する情報が含まれている。これを公にした場合、特定の個人を識別することができることから、法5条1号柱書きに該当し、不開示とした。

イ 文書2（業務改善報告書）について

(ア) 不開示とした部分には、法人の経営戦略に関する情報が含まれている。これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(イ) 不開示とした部分には、法人の印影が含まれている。法人の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(ウ) 不開示とした部分には、個人に関する情報が含まれている。これ

を公にした場合、特定の個人を識別することができることから、法5条1号柱書きに該当し、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分のうち、不開示とした部分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、以下のとおりである。

ア 原処分が法5条1号柱書き、同条2号イ及び同条6号柱書きに該当するとして不開示とした情報は、いずれも各条項に該当するものとはいえない。

イ 法5条2号イに該当されるとされる情報については、仮に同条項に該当するとしても、同号ただし書に基づき開示されなければならない。

ウ たとえ不開示情報が含まれていたとしても、法6条に基づき部分開示されなければならない。

4 原処分の妥当性について

(1) 文書1（聴聞関係文書）における不開示情報について

ア はじめに

聴聞関係文書は、本件行政処分に先立ち、金融商品取引法57条2項に基づいて実施された聴聞手続に係る文書一式である。そして、原処分が開示決定の対象とした聴聞関係文書は、「予定される不利益処分に対する特定会社の考え方について」と題する特定会社提出の主張書面（添付資料を含む。）、聴聞報告書及び聴聞調書で構成されている。

イ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 聴聞関係文書を構成する各文書には、特定会社が聴聞手続において陳述した内容、すなわち、本件行政処分の原因となる事実に対する特定会社の認識や意見及びその裏付けとなる情報並びに聴聞主宰者の意見及びその理由が記載されているものと認められる。

金融商品取引法の規定に基づく聴聞手続は原則公開とされ（同法186条の2本文）、これを非公開とすることができるのは、①聴聞される者から非公開の申出があったときで、非公開を相当とする理由があると認められる場合、又は②公益上必要があると認められる場合とされているところ（同条ただし書）、本件行政処分に係る聴聞手続は、同条ただし書に基づき非公開で行われたものである。

そうすると、特定会社は、同手続における陳述内容や証拠書類が公開されることはないとの信頼の下に、業務上の機密にわたる内容も交えつつ、率直な意見等を述べ、その裏付けとなる資料を提出していることは容易に想定されるところであって、このような場合に

まで当事者の陳述内容が公にされれば、今後同様の聴聞手続で不利益処分の名宛人となるべき者において、自身の陳述内容や証拠書類がどのように用いられるか判然としない中、率直な意見等を述べることに躊躇することとなり、不利益処分の名宛人となるべき者に弁明の機会を付与するという聴聞手続の趣旨を没却してしまうことになりかねない。

また、聴聞主宰者の意見やその理由は、不利益処分の原因となる事実に対する特定会社の主張を根拠にして述べられており、これと有機的に関連するものであって、相互に全体として密接不可分の関係になっている。ゆえに、これを公とすれば、聴聞手続において特定会社が述べた陳述内容も明らかになってしまうという関係にある。したがって、聴聞主宰者の意見やその理由についても、上記と同様に、これを公とすれば、今後同様の聴聞手続で不利益処分の名宛人となるべき者において、率直な意見等を述べることに躊躇することとなり、不利益処分の名宛人となるべき者に弁明の機会を付与するという聴聞手続の趣旨を没却してしまうことになりかねない。

このような事態に至れば、監督当局における適正な聴聞手続の実施、ひいては不利益処分に係る監督当局の公正な判断が阻害されかねない事態に至るのは明らかであって、監督事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる蓋然性が認められるということが出来るから、特定会社が聴聞手続において陳述した内容は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 他方、審査請求人は、法5条6号柱書きの不開示事由該当性について以下のとおり主張するが、いずれも理由がない。

a 審査請求人は、法5条6号に該当するとされる不開示情報を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような法的利益が侵害される蓋然性があるのか明らかでない旨主張するが、当該不開示情報が公にされれば、監督当局の適正な聴聞手続の実施ひいては不利益処分に係る監督当局の公正な判断が阻害されることになりかねないことになるのは前記（ア）で述べたとおりであって、監督事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる蓋然性が認められることは明らかである。

b 審査請求人は、処分庁は行政処分を行ったことを公開しているのだから、処分庁と特定会社との間に信頼関係など成り立ち得ない、あるいは、聴聞が弁明機会の付与であることに照らして事業者が出頭・協力しないということも考え難い旨主張するが、行政処分を行ったことを公表したか否かにかかわらず、前記（ア）のとおり、不利益処分の名宛人となる者は、本件と同様の聴聞手続

においては、自ら陳述した内容は公にされることはないとの信頼を有して率直な意見等を述べているものと解されるのであって、その内容が公にされるとなれば、率直な意見等を述べることを躊躇することとなり、不利益処分に係る監督当局の公正な判断が阻害され、ひいては、監督事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる蓋然性が認められるものである。

(ウ) 法5条2号イ該当性

聴聞関係文書には特定会社の印影が含まれているところ、法人の印影は、法人の権利義務に係る諸活動に際しての認証的機能を有する点で、実社会において重要な役割を果たす情報である。そのため、これを公にした場合、当該印影が偽造される危険が作出されることとなり、その結果、法人に予期せぬ財産的損害が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明白である。

よって、特定会社の印影は法5条2号イに該当する。

(エ) 法5条1号該当性

a 不開示とした部分には、特定会社役職員の氏名や生年月日等が詳細に記載されているところ、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号本文前段に該当することは明らかである。

b なお、特定会社役職員の氏名等に関し、特定会社ホームページ等で公表されている者がいるとしても、聴聞手続における特定会社の主張内容と不可分一体のものとして記載されているものについては、法5条6号柱書きの不開示情報の範疇に含まれることから、いずれも不開示とされるべきものである。

(2) 文書2（業務改善報告書）における不開示情報について

ア 法5条2号イ該当性

(ア) 特定会社の経営戦略や内部管理態勢に関する情報

業務改善報告書は、本件行政処分に関して、特定会社から提出された業務改善報告書及び同追加報告書並びにその添付資料であり、その不開示部分には、本件行政処分において法令違反として指摘を受けた事項に関する改善策やその実施状況など、本件行政処分を踏まえて特定会社が再構築した経営戦略や内部管理態勢といった機微な情報が記載されているものと認められる。

これらの情報は、特定会社に係る個別性の強い具体的な情報、かつ特定会社にとって通常秘匿されるべき情報であり、これらの情報を公にすれば、同業他社が特定会社の改善策を踏まえた方策等を講じ、本来特定会社において獲得できたであろう顧客を奪われること

になるほか、これらの情報が不特定多数人の知るところとなれば、特定会社が業務改善に取り組む中、事務管理上の問題点や経営状態等について謂れなき憶測や誹誘中傷を招き、ひいては合理的な理由なく顧客が減少するなどの事態を引き起こしかねない。

このように、当該情報は、これを公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえることから、法5条2号イに該当する。

(イ) 特定会社の印影

業務改善報告書には特定会社の印影が含まれているところ、これが法5条2号イの不開示情報に該当することは、前記(1)ウで述べたとおりである。

(ウ) 他方、審査請求人は、法5条2号イの不開示事由該当性等について以下のとおり主張するが、いずれも理由がない。

a 審査請求人は、これを公開することで特定会社その他の法人のいかなる利益が害されるのか、当該利益が害される蓋然性があるのか、当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのような判断をしたのか全く明らかでない旨主張するが、公開することで特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が認められることは、上記(2)ア(ア)及び(イ)のとおりである。

b 審査請求人は、ノウハウの本質は無形の運営手法そのものなのであって、本件不開示情報を開示したところで特定会社その他の法人の秘密性が暴露されることにはならない旨主張する。

ノウハウの本質を無形の運営手法そのものだと捉える理由を、審査請求人は何ら説明していない点は措くとして、そもそも特定会社の経営戦略や内部管理態勢に係る情報は、特定会社が、適正な内部管理態勢の下に能率的な業務を遂行しようとの視点から具体的に考案・構築し、所要の修正・改善が加えられ、特定会社にて蓄積されてきた情報であるから、これらの情報が、特定会社独自のノウハウであり、また経営上の機密に該当することは当然のことと言うほかない。

したがって、これらの情報を公にすれば、上記(2)ア(ア)で述べたとおり、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

c 審査請求人は、法5条2号イに該当するとしても、本件開示請求の目的は、特定会社の不適切な業務執行により凄惨な投資被害が引き起こされてきたことに鑑み、当該被害により一般投資家の生活や財産が侵害されることを防止するところにあるなどとして、

法5条2号ただし書に基づき、公益上、義務的に開示されるべきであると主張する。

しかしながら、かかる主張は、本件開示請求の目的を単に述べたものにすぎない。

そもそも、文書2に含まれる法5条2号イに該当する不開示情報、すなわち特定会社の内部管理態勢に関する情報や特定会社の印影は、その性質上、公表されないことによって、現実には人の生命、健康、生活又は財産に具体的な侵害を発生させるものということとはできず、また、将来これらが侵害される蓋然性が高いということもできない。

そうすると、こうした情報を開示することによって人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性があるとはいえず、当該情報が法5条2号ただし書に該当するということとはできない。

イ 法5条1号該当性

(ア) 不開示とした部分には、特定会社役職員ではない個人の氏名が記載されているところ、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号本文前段に該当することは明らかである。

(イ) なお、上記(ア)以外の不開示部分には、特定会社役職員の氏名及び役職名も含まれており、これらも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから、法5条1号本文前段に該当するというべきところ、当該情報は、本件行政処分を受けて再構築された内部管理態勢に関する情報と不可分一体のものとして記載されているものであることから、たとえ、特定会社ホームページ等でその氏名等が公表されているとしても、上記(2)ア(ア)で述べた同条2号イの不開示情報の範疇に含まれるものとして、いずれも不開示とされるべきである。

(3) 法6条に基づく部分開示の要否について

審査請求人は、本件不開示部分の全てにわたって不開示情報が記載されているはずはなく、法6条1項に基づき、特定会社その他の法人のノウハウ等が推知されるような情報を除いた部分を開示しなければならない旨主張する。

しかしながら、本件対象文書の不開示部分は、いずれも法5条1号本文、同条2号イ及び同条6号柱書きに該当する不開示情報として整理された上で、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる部分は、既に当該不開示部分を除いて開示しているのだから、審査請求人の主張は失当である。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 平成30年3月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる各文書を本件対象文書として特定し、本件対象文書のうちその一部（別紙の2に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）につき、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

当該文書は、聴聞調書、聴聞報告書及び特定会社が提出した資料で構成されている。

ア 別紙の2の番号1に掲げる部分について

当該部分には、特定会社の法人印及び代表取締役印等の印影が記載されていると認められる。

これらの印影は、提出された文書が真正なものであることを証するものであって、それにふさわしい認証的機能を有するものと認められるから、これらを公にすることにより偽造等に悪用され、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の2の番号2に掲げる部分について（上記アの部分を除く。）

当該部分には、特定会社から提出された資料、特定会社に対して行った聴聞の内容、それに対する担当官の意見及びその理由が記載され

ており、かつ、当該聴聞手続は非公開で行われたものであることが認められる。

これを公にすると、今後行われ得る非公開の聴聞手続において、率直な意見陳述がされることを阻害し、適正な聴聞手続の実施を含む監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

ウ 別紙の2の番号3に掲げる部分について

当該部分には、特定会社の役職員の氏名や生年月日等が記載されていると認められる。

(ア) 諮問庁は、特定会社の役職員の氏名等について、特定会社のウェブサイトで公表されている者がいるとしても、聴聞手続における特定会社の主張内容と不可分一体のものとして記載されており、原処分では、法5条1号該当とされているところ、同条6号柱書きの不開示情報の範疇に含まれ、不開示とされるべきであると説明する。

当該部分を見分すると、これは、特定会社から提出された資料に記載され、特定会社の主張内容と密接に関連し不可分な関係になっているものと認められる。

したがって、特定会社の役職員の氏名については、上記イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) その余の部分については、特定会社の役職員の氏名等と一体となるものとして、その全体が個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するものであることから、法5条1号本文前段に該当する。

当該部分は、法5条1号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、当該部分を公にすると、知人等関係者であれば個人の特定が可能となり、その場合、これまで知られていなかった情報がこれらの者に明らかになることにより、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分のうち特定会社の役職員の氏名以外については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

当該文書は、特定会社が、業務改善命令の原因となった問題点に係る事実認識、発生原因分析及び改善・対応策等を報告した文書である。

ア 別紙の2の番号4に掲げる部分について

当該部分には、特定会社の法人印及び代表取締役印等の印影が記載

されていると認められる。これらは、上記（１）アと同様の理由により、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イの不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の２の番号５に掲げる部分について（上記アの部分を除く。）

（ア）別紙の３に掲げる部分について

諮問庁は、本件不開示部分には、特定会社の本件行政処分において法令違反として指摘を受けた事項に関する改善策やその実施状況などが記載されており、これらの情報が公となれば、同業他社が、特定会社の改善策を踏まえた方策等を講じ、本来同社が獲得できたであろう顧客を奪われることになるほか、これらの情報が不特定多数の知るところとなれば、同社が業務改善に取り組む中、事務管理上の問題点や経営状態等についていわれなき憶測や誹謗中傷を招き、ひいては合理的な理由なく顧客が減少するなどの事態を引き起こしかねず、法５条２号イの不開示情報に該当する旨説明する。

そこで、特定会社の本件行政処分に係る公表状況について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、同社は、自らのウェブサイトにおいて、①証券取引等監視委員会の検査の結果、同委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に行政処分を行うよう勧告がなされたことのほか、②特定財務局長から業務停止命令及び業務改善命令を受けたこと、本件行政処分の内容並びに本件行政処分の対象となった事項等について公表していることが認められる。

以上を前提に検討すると、別紙の３の番号１ないし４７に掲げる部分は、特定会社自らが一般に公表している情報と同種の情報又は金融庁、特定財務局及び証券取引等監視委員会がウェブサイトで公表している情報と同種の情報かつ改善策等の報告という本件対象文書の性質から当然に記載するものと考えられる情報であることから、当該部分を公にすることにより、法人たる特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法５条２号イの不開示情報には該当せず、開示すべきである。

（イ）その余の部分について

別紙の２の番号５に係る本件不開示部分のうち、上記（ア）以外の部分には、本件行政処分を踏まえて特定会社が再構築した経営戦略や内部管理態勢が記載されており、これらは、特定会社が公表していない内部管理に属する具体的な情報であるから、これらの情報を公にすれば、同業他社が、特定会社の改善策を踏まえた方策等を講じて、本来同社が獲得できたであろう顧客を奪うなど、特定会社

の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

なお，審査請求人は上記第2の2（3）ア（エ）において，法5条2号ただし書の主張をしているものと解されるが，当該部分を公にすることに，これを開示しないことにより保護される特定会社の権利利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず，同号ただし書に該当するとは認められない。

したがって，当該部分については，法5条2号イの不開示情報に該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 別紙の2の番号6に掲げる部分について

当該部分については，別紙の2の番号5に包含されており，かつ，別紙の3に掲げる部分に該当しないことから，上記イ（イ）のとおり，法5条2号イの不開示情報に該当し，同条1号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る開示決定通知書においては，文書1及び文書2の不開示部分につき，別紙の2のとおり，「（1）」ないし「（444）」の番号をもって特定しているところ，これは，開示実施文書のマスキング部分に付記された番号を示すものであると認められる。

不開示部分を上記のように特定したのは，不開示部分を具体的に指し示すための工夫であると理解できるが，それだけでは，開示請求者が開示実施文書を入手しない限り，いかなる部分が不開示とされたかを了知し得ないのであり，その点において，理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に沿うとはいえない。

したがって，処分庁においては，今後の開示請求への対応に当たり，上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，別紙の3に掲げる部分以外の部分は，同条1号，2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙の3に掲げる部分は，同条2号イに該当せず，開示すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定会社に対して特定年月日A付けでなされた行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）に先立ち行われた聴聞手続の際に作成・提出された陳述書及び証拠書類の写し，聴聞調書の写し

文書2 特定会社に対して特定年月日A付けでなされた業務改善命令を受けて実施された同社の改善措置に関する報告事項を記載した書面の写し

2 本件不開示部分

番号	対象文書	不開示部分	不開示条項
1	文書1	(1)，(2)，(10)，(11)， (14)，(19)，(21)，(22)， (37)，(42)ないし(44)， (54)，(61)，(64)，(67)， (73)，(75)，(76)，(79)	法5条2号イ
2		(3)ないし(9)，(12)ないし (20)，(23)ないし(48)，(56) ないし(58)，(75)ないし(78)， (80)ないし(122)，(128)ないし (131)，(136)ないし(138)， (142)ないし(156)	法5条6号 柱書き
3		(49)ないし(55)，(59)ないし (74)	法5条1号
4	文書2	(1)ないし(3)，(111)ないし (113)，(192)，(193)， (307)，(308)，(401)， (402)	法5条2号イ
5		(4)ないし(110)，(114)ないし (192)，(194)ないし(306)， (309)ないし(400)，(403)ない し(444)	法5条2号イ
6		(420)，(429)	法5条1号

3 開示すべき部分

番号	対象文書	枚目	開示すべき部分
1	文書2	3	2行目ないし9行目
2		4	3行目1文字目ないし5文字目
3			4行目1文字目ないし14文字目
4			5行目1文字目ないし13文字目
5			6行目1文字目ないし21文字目
6			7行目1文字目ないし34文字目
7			8行目1文字目ないし14文字目
8			9行目1文字目ないし21文字目
9			10行目1文字目ないし34文字目
10			11行目1文字目ないし15文字目
11			12行目1文字目ないし15文字目
12			13行目1文字目ないし14文字目
13			24行目1文字目ないし14文字目
14			6
15		7行目2文字目ないし7文字目	
16		7	1行目ないし32行目
17		8	13行目ないし31行目
18		9	1行目ないし9行目
19			19行目ないし26行目
20		110	2行目ないし20行目
21		111	2行目1文字目ないし26文字目
22			3行目1文字目ないし18文字目
23			4行目1文字目ないし31文字目
24			5行目
25			6行目1文字目ないし12文字目
26			23行目
27			24行目1文字目ないし4文字目
28			25行目1文字目ないし21文字目
29			26行目1文字目ないし13文字目
30			27行目1文字目ないし22文字目
31			28行目1文字目ないし19文字目
32			29行目1文字目ないし16文字目
33			30行目
34			31行目1文字目ないし5文字目

番号	対象文書	枚目	開示すべき部分
35	文書2	113	1行目ないし3行目及び「事実関係」欄
36		119	「事実関係」欄
37		120	6行目及び「事実関係」欄
38		304	2行目ないし14行目
39		305	6行目2文字目ないし15文字目
40			7行目1文字目ないし23文字目
41			8行目1文字目ないし21文字目
42			11行目1文字目ないし20文字目
43			16行目1文字目ないし20文字目
44		397	2行目ないし14行目
45		398	2行目1文字目ないし12文字目
46			3行目1文字目ないし17文字目
47			4行目1文字目ないし13文字目

(注) 表中の文字数の数え方は、句読点、括弧及び括弧付き数字等（（１）、（イ）等）も１文字と数え、空白は数えない。また、行数の数え方については、囲み枠の枠線は１行とは数えない。